

全国人民代表大会

「中華人民共和国専利法改正案（草案）」 の公開意見募集

2019年1月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國專利法修正案（草案）

一、第 6 条第 1 項を以下のように修正した。

「所属単位の任務を執行する若しくは主に所属単位の物質、技術条件を利用して完成した発明創造は、職務発明創造とする。職務発明創造の專利出願権は当該単位の属する。出願が登録査定になった場合、当該単位は專利権者になる。当該単位は、職務発明創造の專利出願権や專利権を法により処置し、所有権による激励を実施し、株式、オプション、配当等の方式によって、発明者又は考案者に合理的に革新の収益を共有させ、関連発明創造の実施と運用を促進することができる。」

二、第 20 条として、以下の内容を追加した。

「專利出願と專利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。專利権を濫用して公共利益や他人の合法的な權益を害したり、競争を排除、制限したりしてはならない。」

三、第 21 条第 2 項を以下のように修正した。

「国务院專利行政部門は、專利情報公共サービス体系の構築を強化し、定期的に專利公報を出版し、專利情報を完全、的確、適時に発布し、專利情報の基礎データを提供し、專利情報の伝播と利用を促進しなければならない。」

四、第 25 条第 1 項第 5 号を以下のように修正した。

「(五) 原子核の変換方法及び原子核変換方法で得られた物質」

五、第 29 条第 2 項を以下のように修正した。

「出願者は発明又は実用新案が中国で初めて專利を出願した日から 12 ヶ月以内に、又は意匠が中国で初めて專利を出願した日から 6 ヶ月以内に、また国务院專利行政部門に同一主題について專利を出願する場合、優先権を享受することができる。」

六、第 30 条を以下のように修正した。

「出願人が優先権を要求する場合、出願するときに書面による声明を提出し、

初めて発明、実用新案専利を出願した日から 16 ヶ月以内又は意匠専利を出願した日から 3 ヶ月以内に、初めて提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面による声明を提出しなかったか、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合、優先権を要求しなかったと見なす。」

七、第 42 条を以下のように修正した。

「発明専利権の期間は 20 年、実用新案専利権の期間は 10 年、意匠専利権の期間は 15 年とし、いずれも出願日から計算する。

革新薬品の発売審査、評価、承認にかかった時間を補償するために、中国国内と国外で同時に発売を申請した革新薬品発明専利に対し、国務院は専利権の期間を延長すると決定することができるが、延長期間は 5 年を超えないものとし、革新薬発売後の専利権総有効期間は 14 年を超えないものとする。」

八、第六章のタイトルを「専利実施の特別許諾」に修正した。

九、第 48 条として、以下の内容を追加した。

「国務院専利行政部門、地方人民政府の専利事業管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、専利公共サービスを強化し、専利の実施と運用を促進しなければならない。」

十、第 50 条として、以下の内容を追加した。

「専利権者が書面にて国務院専利行政部門に如何なる団体又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放許諾とする。実用新案、意匠専利について開放許諾声明をする場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。

専利権者が開放許諾声明を撤回する場合、その旨を記載する書面を提出し、国務院専利行政部門によって公告されなければならない。開放許諾声明が公告によって撤回された場合、その前に与えられた開放許諾の効力に影響しない。」

十一、第 51 条として、以下の内容を追加した。

「如何なる単位又は個人も開放許諾専利を実施する意思があり、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払方式、基準に従って許諾使

用料を支払った場合、専利実施許諾を受けたとされる。

開放許諾期間中において、専利権者は当該専利について独占又は排他的許諾を与えてはならない。」

十二、第 52 条として、以下の内容を追加した。

「当事者は開放許諾の実施について紛争が生じた場合、国務院専利行政部門に調停を請求することができる。」

十三、第 61 条を第 66 条にし、第 2 項に「双方当事者は、専利権評価報告書を自ら提示してもよい」という規定を追加した。

十四、第 63 条を第 68 条にし、以下のように修正した。

「専利を詐称した場合、法により民事責任を負う他、専利法執行担当部門は是正を命じた上、公告し、違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない又は違法所得が 5 万元以下の場合、25 万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。」

十五、第 64 条を第 69 条にし、第 1 項における「専利事業管理部門は取得した証拠に基づき、専利詐称の嫌疑行為を摘発するにあたって」を「専利事業管理部門、専利法執行担当部門は取得した証拠に基づき、専利権侵害、専利詐称の嫌疑行為を処理、摘発するにあたって」に、第 2 項における「専利事業管理部門」を「専利事業管理部門、専利法執行担当部門」に修正した。

十六、第 70 条として、以下の内容を追加した。

「国務院専利行政部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国で重大な影響がある専利権侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内においてその同一専利権を侵害した事件を合併して処理することができる。区域を跨ってその同一専利権を侵害した事件について、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。」

十七、第 71 条として、以下の内容を追加した。

「専利権者又は利害関係者は、人民法院による発効した判決書、裁定書、調停調書、又は専利事業管理部門が下した権利侵害差止決定に基づき、権利侵害製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダーに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダーは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じた場合、損害の拡大部分について、権利を侵害したネットワークユーザーと連帯責任を負う。

専利法執行担当部門は、詐称専利に対し是正を命じる決定を下した後、専利詐称製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダーに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダーは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じなければならない。」

十八、第 65 条を第 72 条にし、以下のよう修正した。

「専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失で確定する。実際の損失の確定が困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって得た利益で確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。

権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び専利許諾使用料のいずれも確定が困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、10 万元以上 500 万元以下の賠償を与えると確定することができる。

賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれなければならない。

人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに全力を尽くして挙証しており、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者は提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。」

十九、第 66 条を第 73 条にし、以下のよう修正した。

「専利権者又は利害関係者は、他人が専利権侵害行為を実施しているか又は実施しようとしており、速やかに制止しないとその合法的な權益が挽回し難い損害を受けてしまうことを裏付ける証拠がある場合、提訴前に法により人民法院に関連行為を差止める措置を講じるよう申請することができる。」

二十、第 67 条を第 74 条にし、以下のように修正した。

「専利権侵害行為を制止するために、証拠は滅失する恐れがあり又は今後の取得が困難となる状況下で、専利権者又は利害関係者は提訴前に法により人民法院に証拠保全を申請することができる。」

二十一、第 68 条を第 75 条にし、中の「2 年」を「3 年」に修正した。

二十二、第 72 条を削除した。

なお、条文の順序及び一部の文字を調整した。

本改正案は____年__月__日より施行する。

「中華人民共和國専利法」は本改正案に基づきそれ相応の修正を加えた上で改めて公布する。

出典：2019 年 1 月 4 日 全国人民代表大會ウェブサイト

http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2019-01/04/content_2070155.htm